

中山間地域等直接支払制度（第5期対策）の概要について

○制度の趣旨

中山間地域の農業・農村は水源のかん養、洪水防止などの多面的機能によって下流域の住民の生命・財産と豊かな暮らしを守っています。

しかし、高齢化等が進展する中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が懸念されています。

このため、担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、国民の理解の下に、交付金を集落及び関係者等に直接支払う制度です。

平成27年度からは、法律（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律）に基づいた安定的な措置として実施されることになりました。

○対象農用地

農用地区域内にある一団の農用地（1ha 以上の団地または集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組み活動が行われる複数の団地の合計面積が 1ha 以上のもの）で、次の条件に該当する農用地となります。

区分	傾斜度	
	田	畠（樹園地含む）・採草放牧地
急傾斜	1/20 以上	15 度以上
緩傾斜	1/100 以上 1/20 未満	8 度以上 15 度未満

注1) 連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができます。

注2) 一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農

用地について、協定の対象となる農用地とすることができます。ただし、交付金の対象となる農用地は田のみとする。
注3) 畦畔及び法面も農用地面積に加えます。

○交付単価

地目	交付金額（10a 当たり）	
	急傾斜	緩傾斜
田	21,000 円	8,000 円
畠	11,500 円	3,500 円
草地	10,500 円	3,000 円
採草放牧地	1,000 円	300 円

注1) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、上記金額の 8 割

注2) 上記のほか、「超急傾斜農地保全管理加算」、「集落協定広域化加算」などの加算措置があります。

○対象者

集落協定に基づいて 5 年間以上継続して農業経営を行う農業者等です。

○集落協定

協定を結ぶ集落においては、認定申請書に、対象農用地の範囲、構成員の役割分担、農業生産活動等として取り組む事項、集落マスタープラン、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（集落戦略の作成を含む）、加算措置適用のために取り組むべき事項、交付金の使用方法、促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項として定められた内容により規定すべき事項、土地改良通年施行に係る事業の概要等を記入した協定書を添付して、市の認定を受ける必要があります。

集落では協定に基づき、次の農業生産活動等に取り組むことが必要です。

◇基礎単価（8割）の取組み

■必須事項

耕作放棄の防止等の活動等・水路農道等の管理活動

■選択的必須事項

多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物作付け等の中から 1 つ以上選択）

◇体制整備単価の取組み

上記基礎単価の取り組みに加え以下の取り組みが必要

6～10年後を見据えた集落の将来像を明確化した集落戦略の作成

集落戦略とは、協定農用地の将来像及び将来に向けて維持するための課題、並びに協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について記載したもの

○実施期間

令和2年度から6年度までの5年間

○交付金の返還

協定内農用地において耕作放棄等の協定違反があった場合は、協定認定年度にさかのぼって当該農用地分の交付金を返還することとなります。

多面的機能を増進する活動等が行われない等の協定違反があった場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還することとなります。

また、体制整備として取り組むべき事項が行われない場合も交付金額の20%が同様に返還となります。

○加算措置

①超急傾斜農地保全管理加算

協定農用地の勾配が田で1/10以上、畠で20度以上ある農地の保全等の取組（超急傾斜農地の保全、超急傾斜農地で生産される農産物の販売促進等）を行う場合に、超急傾斜農地の面積に応じて加算

【田・畠 6,000円／10a（上限額なし）】

②指定棚田地域振興活動加算

棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の保全対象となっている棚田等（田1/20以上、畠15度以上）を支援（※超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可）

【田・畠 10,000円／10a（上限額なし）】

③集落協定広域化加算

広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

【地目に関わらず3,000円／10a（上限額：200万円／年）】

※主導的な役割を担う人材を確保する場合1年間、主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合に2～5年間支援

④集落機能強化加算

新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組みを支援

取組内容：外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築

【地目に関わらず3,000円／10a（上限額：200万円／年）】

⑤生産性向上加算

農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組みを支援

取組内容：生産効率の向上、管理の省力化、営農の省力化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工・販売等

対象活動の例：自走式草刈機による法面管理、ドローンを活用した農薬散布など

【地目に関わらず3,000円／10a（上限額：200万円／年）】